

第1日

平成24年8月30日（木）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。

これより平成24年第3回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は19名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

15番田中哲也議員

16番草場重正議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案9件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成24年第3回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会では、専決処分について7件、補正予算について2件、合計9件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第50号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分及び第51号議案訴えの提起に係る専決処分につきましては、朝倉市食の自立支援事業に係る利用者負担金徴収業務の受託者に委託金請求の訴えを提起するに当たり、迅速な対応が必要であるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたもので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第52号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分及び第53号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分につきましては、

平成24年7月3日からの大雨により被災した道路、河川、農林業施設、公共施設等の災害復旧、がれきの撤去及び災害援護に迅速に対応するに当たり、予算の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

第54号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分、第55号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分及び第56号議案平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、平成24年7月3日からの大雨により被災した農業集落排水処理施設、個別排水処理施設及び浄水場施設の災害復旧に迅速に対応するに当たり、予算の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたもので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第57号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、平成24年7月3日からの大雨による災害の早期復旧に必要と見込まれる経費及びポリオ不活化ワクチン接種事業費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ20億9,620万円を追加し、予算総額を278億6,009万円といたしました。

この補正予算には、被災された農業関係者の復興経費の負担軽減を図るため、国の補助事業の対象とならない農地農業用施設災害復旧事業の受益者の分担率を、農地につきましては30%から20%に、農業用施設につきましては20%から10%に引き下げるための措置を講じております。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、災害復旧事業のために他団体から派遣される職員の人件費負担金等に4,013万4,000円を計上いたしました。民生費では、住家に被害を受けられた世帯主に対して災害見舞金を支給する経費500万円を計上いたしました。衛生費では、平成24年9月1日から導入されるポリオ不活化ワクチン接種経費に1,179万7,000円を計上いたしました。農林水産業費では、農林業の事業再建及び経営安定のための融資に対する利子補給経費に170万7,000円を計上いたしました。商工費は、中小企業の事業再建及び経営安定のための融資に対する利子補給経費並びに災害復興支援のためのイベント・PR経費に280万円を計上いたしました。災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費、農林水産施設災害復旧費等に20億3,476万2,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容でございますが、歳出に伴う主な財源といたしまして、分担金及び負担金5,597万3,000円、国庫支出金4億4,613万3,000円、県支出金3億3,211万4,000円、財政調整基金繰入金3億6,143万9,000円、市町村災害共済基金組合からの取り崩し金として、諸収入3億2,644万1,000円及び市債5億7,410万円を計上いたしました。

最後に、第58号議案平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、平成24年7月3日からの大雨による災害復旧経費について補正を行うものでありまして、

収益的収入及び支出におきまして、収入に国庫補助金250万円及び企業債800万円を増額し、収入合計を4億6,960万4,000円といたしました。

また、支出に災害復旧工事費1,050万円を増額し、支出合計を4億8,367万5,000円といたしました。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時8分休憩

---

午前10時10分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第50号議案専決処分について(平成24年度朝倉市一般会計補正予算(第2号)について)を議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第51号議案専決処分について(訴えの提起について)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第52号議案専決処分について(平成24年度朝倉市一般会計補正予算(第3号)について)を議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第53号議案専決処分について(平成24年度朝倉市一般会計補正予算(第4号)について)を議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第54号議案専決処分について(平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正

予算（第1号）について）を議題といたします。質疑ありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 52、53、54と関連するかと思いますが、被害額の算定基準について質問いたします。

被害額はどのようにして算出されたのか。例えば、工事をしたところについては工事費なのか。それから工事をしてないところもありますが、ここはどのように算定されたのか、補正を組むときにどのように算定されたのか。それから被害届を出して、文書を出していないところもありますが、そのようなところの算定、それから被害が、大きな被害が7月3日、7月12、13、8月14日、3度にわたって被害があったんですが、そのところのそのような算定はどのようにされたのか、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 農林の関係のことかなと思うんですが、農業集落排水事業についてのことでございましょうか。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 54号は農業集落排水になっておりますが、実はその水害全体について、53号でなくちゃいけなかったんですね。

○議長（手嶋源五君） 54号です。

○14番（平田梯子君） はい、わかりました。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。

○14番（平田梯子君） はい。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案専決処分について（平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案専決処分について（平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。質疑ありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。激甚災害復旧事業といいましょうか、国庫補助の件について質問いたします。

なかなかわかりにくいことがありますんで、いろんな個別の中でも数値が違うというこ

とですが、予算書に上げている分で、平均して結構ですので、公共土木、または農済等あると思うんですが、その100万円を総事業費として国から大体幾らぐらい補助が来て、県から、そして市が幾らぐらい負担して、また個人負担があれば幾らなのかという割合を、概略で結構です、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 全体的なことでございますので、私のほうからまとめてお答えしたいと思います。

まず公共土木ですね。道路ですとか河川とか、こういうものにつきましては、一般的に補助率というのが3分の2でございます。ですから、補助事業になった部分という前提でございますが。ですので、100万円の工事でしたら66万円、67万円ぐらいが国庫補助で残り、33万円程度が市の負担という形で、これは自己負担はございません。

それから農地と農業施設があるわけでございますが、まず農地につきましては、一般的な補助は半分の50%でございます。これが激甚等になれば補助率のかさ上げになりまして、約8割程度まではなりますが、これは事業が確定して1人当たりの受益者負担が決まらなないと最終的には確定いたしません、一般的には8割以上にはなるだろうという形で、予算上は8割で計上させてもらっております。

同じく農業施設につきましては、通常が65%でございます。で、補助のかさ上げがあった場合には9割程度になりますので、予算上は9割という形にしておりますが、先ほど申し上げましたように、激甚災害の農地の分には最終的事業費を確定いたしまして、1人当たりの負担額が決まってから精算という形になりますので、そのあたりが現時点ではまだ推計できておりませんので、少し辛目の数字で農地は8割、それから施設は9割という形でしております。

そういうふうになった場合の農地の例で申し上げますと、100万円の補助災害が出た場合には8割の国庫補助が来ますので、80万円が国庫から来ます。残りの20万円につきましては市と農家の方、受益者との負担になりますので、その分の負担が通常でしたら3割になります。今回、同じ予算の中で負担金を一部減免するという形をしておりますので、それは今回は30%を20%にしておりますから——すいません、失礼しました。減免は単独のほうだけでございました。失礼しました。補助は3割までございますので、個人差負担は100万円の工事につきましては20万円掛け3割で6万円という形になります。残りの14万円につきましては、市がこれは起債を一部借りたりとか、一般財源等で対応するという形でございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 今お話を聞きますと、激甚災害の指定を受けたほうが非常に市の財政としてもよろしいと。また個人負担については、市の今度の議会であります割合によって、その残りは案分していく形が普通の状態だとお聞きしておりますが、例えば今7対

3のところは8対2に今度の議会でなりましたら、その割合で案分するような形になると聞いておりますが。そういうような形でいいのかなというのがあります。

もう一つ、私はあした、杷木のコミュニティの連合会の主催で激甚災害の説明会があります。その中で当初、市の対応について、1人が出てきますよという話でした。きょう3名という話も聞きましたけれども、国から3名、県から4名来て、市から3名ということであります。コミュニティが頑張っている中で、市の応援体制がそれであるのは非常に市民として心寂しいのではないかなと、そういう声もお聞きするわけでありまして、財政的にも非常にいいのであれば、そこあたり市の応援が必要ではないかなと。逆に農林課自体のスタッフが足りないのではないかなと思ってます。で、今度の中で、他団体の応援職員の人件費が4,000万円ほど上がっています。これについても各課の人たち、役割分担とまた人の分担というのが必要であるかと思えます。建設課と農林課とがかかわってくるかと思えますが、仕事の役割分担、それから人の分担、また兼任等があるのかないのかというのも含めて質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） ちょっと前半部分については、なかなかちょっとよく質問の趣旨が理解できないところもあるんですが、私のほうで把握してますのは、まず体制のことについて御説明しますと、今回9月の3日から現地で、要するに特に災害が集中してます、被害が集中してます杷木地区に朝倉市の7、8月の豪雨に係る災害復旧の現地本部という形で置くようにしたと。それにつきましては、県並びに市長会のほうから支援職員が来ていただけるということでございましたので、どの程度必要かということで、公共土木施設災害復旧に関して、まず4人、農林災害復旧について4人ということで、合計8人の派遣職員を求めたと。結果、県あるいは市長会のほうからそれだけの人員が派遣されると。

ですから、そこに市役所本署からさらに職員を配置しまして、杷木の支所の職員につきましてもその体制の中に組み入れることによって公共土木施設災害復旧並びに農地災害復旧、農林の災害復旧につきまして体制を組んだと。ですから、それに係る負担金が8人分で4,000万円ということで、そのことにつきましては特に何が問題かというのはよくわかりませんが、十分まず現年度につきまして対応していくと。次年度以降のことにつきましては、これからまた状況を見ながら、当面3月までということですよ。

前半部分の質問につきましては、8月31日、あしたですか、午後から、もともと県の普及センターと市のほうで地元の皆さんに対して、全市の皆さんに対しまして技術的な面からの説明並びに融資等の支援策についての説明をするということで把握しておりますので、その中でしっかりと地元の全市の皆さんに対しては御説明をしていくと。

コミュニティから依頼があった分につきましては、国の農政局ですか——のほうにコミュニティのほうから要請があって国のほうが来るということですので、そこについてはいろいろな説明があるということで聞いておりますので、その国の説明を市のほうでも聞か

せていただくということで、地元の皆さんに対する説明につきましては、当初から8月31日の午後、県と共催で説明会をするということで考えておったというふうに聞いております。把握しております。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。富田栄一議員、議案について質問してください。

○11番（富田栄一君） はい。私が一番思っているのは、農林課の職員のスタッフが足りないのではないかなど。部長にお聞きしましたら「いや課長が頑張ってます」、課長に聞きましたら「いや、職員が頑張ってます」という形で終わってしまいます。職員は遅くまで頑張っているところではあるんですけども、今度応援が来たときにその人たちは地理がわからないのがひとつ、それとまたいろんな書類の書式が違ったりすることもひとつあるかと思えます。そういう形を指導していかないかんのに、本庁の仕事とまた別なところで、杷木のほうで今度はそういう災害の仕事と2つせないかんのに大変ではないかなというのを心配しての質問でありました。予算をつけていただくためには有効に使っていただきたいし、市民から喜ばれる仕事を職員がすることが一番大事だと私は思っていますので、そこあたりのところを注意して留意していただきたいということを要望して質問を終わります。

○議長（手嶋源五君） 要望ですね。要望でしょう。

○11番（富田栄一君） はい。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 災害予算の関係でございますが、今ずっと説明を聞いて大体わかってくるんですが、災害後にやはり今回の災害は非常に大きかったというようなことから、激甚災害をぜひお願いをしたいと市長も一生懸命になってお願いをされてきた経過がございます。あるいは国あたりからもしっかり現地にも見に来られて、そういう中で激甚災害、激甚災害の指定だというふうな形で来たわけで、結果的には農林災害関係が先行して、次に公共土木関係の災害についてが激甚災害の指定を受けて、最終的には8月15日で全部が適用を受けていくというような、適用じゃなくて施行されるというようなことになったわけですけども、その中の結果を見たときに、本当に激甚災害ということで大きな期待を持ったし、この激甚災害の効果が出ておるのかなと、私はそういう気がする。これは国の制度の問題もあるわけですけども。言うなれば、公共土木においても激甚災害の指定は受けてますけれども適用がない。受ける範囲まで行かない。これは激甚災害の指定が本激と局激とありますんで、本激については非常にその辺が緩和され、実際的には国全体に網かけられてますので、緩和されてくるというのは当然わかるんですけども、あれだけ騒いだ中ではその辺が、額全体としては大きいんですけども、この辺がまだ下になっておるといふ、少ないという状況、被害が少ない、適用被害が少ない、額が少ないということですかね、そういうことですね。

それから農林災害にしても、現時点ではまだ、これは1月1日からの全災害を通じての最終結果で率が決まってくるわけですが、これも現時点においても特に災害査定が終わってしまわないとできないというような状況で、これもまだ不安定な形があるのではないか、私はそういう気がいたしております。

そういう中で、今復旧費が約20億円を越す予算を組んでいただいておりますけれども、当然に執行部におかれましては、そういうものも緩和、できるだけ今回の災害については緩和をしていこうと、あるいは単独でも継ぎ足しをしていこうというような形での予算をされておるんですが、やはりそういう中、今私が言ったようなことで実際は期待した部分以下の災害、激甚の適用になってきてるんじゃないかなという気がするわけですが、そういうものを含めて、今回の補正予算編成については、どういう考え方で対応されたのか、その辺をお聞きしたいということと、もう一点は、市の負担率のかさ上げを10%単独分についてされているわけですが、当然にこれはこの災害に限ってだという理解を私はしてるんですけども、その辺の対応のことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 全体的なことでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

公共土木のほうは、たしかに国の補助は現段階では朝倉には適用はないというところでございます。農地のほうにつきましては、今おっしゃったとおりですね、最終的に災害の額が確定しないと率は出ておりません。今回の予算の全体的な組み方の考え方としましては、今回の激甚災害になるような大きな災害という形で農家の方、特に農家の方ですが、そういう被害の大きさの考慮をいたしまして、なるべく負担を少なめにしようという形で幾つかの施策を出しております。その中の一つが今言っております受益者負担の減額分、それからいろんな融資がございますが、その分を利子を無料化するとか、これは中小企業も含めてでございますが、そういう形で少しでも皆様方の負担を軽減しようと、そういう考え方で組ませていただいたものでございます。

それから2点目の農地、それから農業施設についての個人負担のかさ上げ分10%の分につきましては、今回の災害に限定したもので考え方を持っております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 補助金などの大枠の方針はわかりましたが、現場にいますと先ほど質問いたしました、この間から被害額がいっぱい出ておりますけど、被害額の算定なんですけど、繰り返します。例えば工事をしたところは工事の見積もりがあつて被害額が出た、それで算定されたのか、それから被害届と、被害届はして市の方も見にはみえたんですけど、そのまま個人として被害届を出さないところは算定に入ってるのかどうか、それからまだ工事をしようかまいかと迷っているところの被害ですね、そういうのがピックアップされたものかどうか。それから7月3日、大きな被害としては7月3日、7月12、13、



8月14日、3度被害に遭ったところは、乙石の例えば道路とかですね、個人の農道なんですね、これね。22日には、市の方も入られてるのを2回出会いましたが、多分見に行くと算定されてるだろうと思いますが、ほかにこの算定基準をどこに置いたのか、何回目の被害までで見たのかというところで、そのあたりの見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） お答えいたします。

被害額の算定でございますが、この被害額の算定にいたしましては、災害査定総合単価というのがございます。これは毎回といいますか、毎年この単価更正をいたしまして、県のほうから例えばブロック積みが平米当たり幾らですとか擁壁が幾らですとか、その高さによって、擁壁の高さによってメートル当たり幾らですとか、ブロック積みは平米当たり幾らですとか、そういう基本的な災害の査定をするための金額が、査定金額が市のほうに支給といいますか、お知らせがございます。それをもとに算定をしていくと、そういうふうな形でございます。

あと被害が、当初3日からございましたんですけど、その後、増破といいますか、増破をして、その場合につきましても増破分をその都度加算をいたしまして、被災金額の中に織り込んでいく、そして当初は例えば10メートルと、被災がですね。その後、増破で5メートル増破して全体で15メートル災害がございましたと。そういうことにおきまして、その都度増破の分を加算いたしまして、災害の査定金額、被害金額に計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 部長、その8月14日まで入っちゃうとね。都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） その被害額につきましても、最後までその都度調べ、調査しておりますので、入っております。失礼しました。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（釜堀文男君） 農地農災関係の被害でございます。これにつきましては、災害が発生しました受益者等から連絡をいただきまして、現地確認を行ったものとしての被害額をお示ししております。実際工事もされておるところもありますけども、それはそれで別途この定数の中には入れ込んでおりません。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 最後のところのもう一度繰り返していただけないですか。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（釜堀文男君） 全協等でお示ししました被害額につきましては、このとおりで、今から工事を既にもう復旧工事をされた工事費、実際の工事費というのは含んでおりません。全然この被害額とは別個の数字ですということでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 農林の場合は工事をしたというのは、個人で工事をした場合がありますね。農道とか林道関係でどうしても畑との関係で入れないからという。それは含んでいないということですか。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（釜堀文男君） そのとおりでございます。

○14番（平田悌子君） 議長、14番。

○議長（手嶋源五君） 3回終わりましたけど。

○14番（平田悌子君） 私は答えをはっきり言ってくださいというのが2回目だったから。

○議長（手嶋源五君） じゃ、最後、はい、どうぞ。

○14番（平田悌子君） すいません。というのがですね、非常にうちのほうが、うちの被害が、この算定になってるのか補助対象かって一回来ただけで何も無いわけですね。総合窓口があれば、そこに行って、自分のところの被害として上がってるかどうか。

私は8月31日では遅過ぎると思うんですね。もう激甚の申請をしているところで、本当に私は、疑ってはいけないんですが、それなりに一生懸命回ってはいいただいているんですが、私が回っても1日では終われないような被害のところを、本当に職員の方が十分そこを見ていただいているかというのが今回でも住民の不安なんですね。

で、自分が工事をしていいものかどうか。もう放棄しようか、全額負担なら放棄しようかどうしようかという方向づけもできていない状況の中で、ある程度の方向を早く示してほしい。だから、総合窓口で早くしてほしいということと、それからどのような、この間の全協で質問いたしました、被害をどのようにしてとらえられているかというところで支所や本庁に届けられたもの、それからコミュニティで調査したもの、それをすり合わせてということでございましたが、果たして本当に漏れていないかどうか、そういう閲覧ができたらと思いますが、閲覧か情報公開、コミュニティを通じてですね、あれだけ調査をさせたら、コミュニティにこれだけのこちらはこういう被害があつてますというその情報公開はできないのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） これ全般的なことでしょう。

○14番（平田悌子君） はい。

○議長（手嶋源五君） はい。だれかな。都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 今まで災害の調査をずっとやってまいりました。それにつきましては、ファイルごとにずっとまとめてございます。それで、それを確認をしていただくと、そういうことは可能でございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（大楠吉博君） はい。今都市建設部長言われたとおり、農業関係もファイルにして、被害の箇所は全部把握しております。それは閲覧はできますから、それは公開いたします。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。19番梶原康嗣議員。

○19番（梶原康嗣君） 今回、臨時議会で災害復旧費を20億3,000万円ほど計上していただいております。

そういった中で、これは県もかかわる災害地があるかと思いますが、例えば例で言うならば、左岸側は市にかかわるもの、右岸側は県にかかわる河川が中に入っている被災現場になっておりますが、聞くところによると、これは市のほうが市道等々のライフラインの切断ということで早期に本工事をせないかと。

しかしながら、右岸にも民家がありますが、県のほうは工期が少しおくれるというようなことも耳にしておりますが、私はできるならばこの際、県とも連携を深めながら、連携をとっていきながら、そういった被災現場には同等の対応をしていただくのが筋ではないかな、このように思っておりますが、市の見解をお聞きしたいと思っております。県と連携をしていくのかどうか。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 今お話がございました市道が、横に市道がございます。そして河川は県営河川と。そういうことで兼用道路と普通、通常申しておるんですが、その兼用道路を工事を施工する場合、県で施工するか市で施工するかということの協議がございます。それで今県と協議をいたしまして、その範囲というのを協議をいたしております。それで、その範囲を今言いよっしゃると思っておりますが、そこについては、また県と協議をいたしまして、そういう形で進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 19番梶原康嗣議員。

○19番（梶原康嗣君） ありがとうございます。そういったことで、その被災地において違和感、不平感のないように、県とも連携をとりながら工事を進捗させていただきたい、かように強く要望しておきます。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第50号議案、第52号議案、第53号議案及び第57号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査

をいただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。  
議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

---

午後3時30分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで執行部からの発言の申し入れがっておりますので、これを許可します。農林商工部長。

○農林商工部長(大楠吉博君) 午前中の議案質疑につきまして、一部補足説明をさせていただきます。

平田議員の質疑でありました農林災の被害の件数、額の件についてでございます。答弁の中で、被害件数額の中には工事施工したものは入れてないというふうに答弁しましたが、これは個人が市へ届け出なくて施工されたもの、それについては把握できてませんので、その分については入れていないということでございます。実際は、個人から届けがあったもの、市が把握しているもの、全てが被害額件数となっております。大変誤解を招いて申しわけございませんでした。

○議長(手嶋源五君) 農林商工部長の説明が終わりました。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第51号議案を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) ただいま議題となりました第51号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

それでは、第51号議案専決処分についてであります。本件は、朝倉市食の自立支援事業に係る利用者負担金徴収業務の受託者に委託金請求の訴えを提起するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求められているものであります。

食の自立支援事業は、概ね65歳以上の単身世帯、または高齢者のみの世帯で老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食の確保が困難なものを対象とし、365日、昼食及び夕食を提供する高齢者配食サービス事業と呼ばれているものであり、業務委託契約によって、本件の相手方である株式会社美園に委託されておりました。

その契約のうち、利用者負担金徴収業務において徴収された利用者負担金が市に納入されていない状況にあります。未納金の額は約1,400万円であり、これまでに文書、電話、訪問により再三の請求を行ってきておりますが、受託者は支払いに応じる姿勢も見られないことから、この未納金について、地方自治法施行令第171条の2第1項第3号に基づき、訴訟手続による回収を行おうとするものであります。

回収手続には、裁判所への訴えの提起から、判決による債務名義取得まで相当な期間を要し、その後、財産差し押さえ等による債権回収が可能となるため長期間かかることが予想されるために、一刻も早い訴えの提起が必要と考え、平成24年7月9日付で専決処分を行ったものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも今後同様の訴えをしなければならぬ事態になることがないように、契約保証金を容易に減免しないことも含めた契約のあり方についての見直しが必要であることを指摘するとともに、未納金の回収に当たっては、市としても毅然とした態度で進めていただき、問題の早期解決に向け、職務の迅速な対応を要望し、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。何とぞ本会議におかれましては本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

(環境民生常任委員長 村上百合子君降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければこれをもって質疑を終了いたします。

それでは、第51号議案専決処分について(訴えの提起について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員会報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は、原案のとおり承認されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第54号議案ほか3件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 田中保光君登壇)

○建設経済常任委員長(田中保光君) ただいま議題となりました第54号議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論

を簡潔に御報告いたします。

まず、第54号議案専決処分についてであります。本件は、平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算において、歳入歳出それぞれ965万円を増額する補正を行う必要が生じたから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年7月31日付で専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、7月14日の大雨による洪水で蜷城地区4カ所のマンホールポンプ制御盤が冠水し、故障したため、正常な稼働状況に戻すために緊急な修理が必要となったことに伴い、専決処分を行ったということであります。

本委員会といたしましては、今後同様の故障が起こらないようマンホールの制御盤を高い位置に設置するなどの改善策を講ずるよう要望し、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第55号議案専決処分についてであります。本件は、平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計予算において、歳入歳出それぞれ1,000万円を増額する補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年7月31日付で専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、7月3日からの大雨災害により、杷木地区合併処理浄化槽11カ所が冠水し、破損等が生じたため、正常な稼働状況に戻すための緊急な修理が必要となったことに伴い、専決処分を行ったということであります。

審査に当たりましては、執行部より一定の調査期間の後に業者に状況把握をさせ、早急な復旧に努めたと説明を受けました。

当委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第56号議案専決処分についてであります。本件は、平成24年度朝倉市水道事業会計予算において、収益的収支689万3,000円を増額する補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年7月31日付で専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求められているものであります。

なお、689万3,000円の財源に充てるため、災害復旧事業費として企業債680万円を借り入れる予定ということであります。執行部の説明によりますと、大雨により被災した浄水場設備の災害復旧に迅速に対応するに当たり、専決処分を行ったということであります。

内容といたしましては、7月の20日に持丸浄水場内に落雷があり、設備が被害を受け、浄水運転に支障が出たため、元の安定した状態に復旧する費用として589万3,000円、また7月3日からの大雨により河川の土砂が杷木浄水場の第4水源地に流入し、堆積したため、それを除去する費用が100万円であります。

審査に当たりましては、執行部より現在までの復旧状況や修理について、精密機械で受注生産であるため、概ねあと1カ月程度期間を要することなどの説明を受けました。

本委員会といたしましては、これら執行部の説明を了とし、今後落雷にかかる保険への加入を検討するよう要望し、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

最後に、第58号議案平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本県は7月3日からの大雨による災害復旧に迅速に対応するに当たり、収益的収入で250万円、支出で1,050万円を増額しようとするものであります。

なお、1,050万円の財源に充てるため、災害復旧事業費として企業債800万円を借り入れる予定ということであります。

支出の内容といたしましては、杷木浄水場敷地内の擁壁崩壊の復旧費として800万円、また市道に埋設しております配水管3件の断裂等の復旧費が250万円であります。なお、杷木浄水場敷地内の擁壁崩壊の復旧費800万円のうち500万円が国庫補助対象の災害復旧事業であります。

審査に当たりましては、執行部より市道は崩壊したにもかかわらず、配水管が耐震管であったことが幸いし、抜けなかったことや、今後市道の本格復旧にあわせて復旧していく予定を確認いたしました。

本委員会といたしましては、これらの執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

それでは、第54号議案専決処分について（平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は、原案のとおり承認されました。

次に、第55号議案専決処分について（平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算

(第1号)について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は、原案のとおり承認されました。

次に、第56号議案専決処分について(平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算(第1号)について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は、原案のとおり承認されました。

次に、第58号議案平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第50号議案ほか3件の審議を行います。

それでは、第50号議案専決処分について(平成24年度朝倉市一般会計補正予算(第2号)について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は、原案のとおり承認されました。



次に、第52号議案専決処分について（平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これについて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は、原案のとおり承認されました。

次に、第53号議案専決処分について（平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。9番田中保光君。

○9番（田中保光君） これ専決処分だったですね。済みません、間違えました。

○議長（手嶋源五君） じゃあ、いいです。ありませんか、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は、原案のとおり承認されました。

次に、第57号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。9番田中保光君。

○9番（田中保光君） 賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

今回の災害は、本当に近年にない大きな災害でございました。特に杷木地域を中心として、莫大な数の災害が発生をいたしておるところでございます。やはりこの災害を見ますと、公共施設におきましては、やはり直接住民の生活に影響のあるものがたくさんあるわけございまして、道路、あるいは水道いろいろあるわけございしますが、やはり関係をいたします住民の方が一日でも早く安心をして暮らせるような対応が私は必要であろうということで今回の補正予算にもなっておると思います。

ということで、まずは公共施設につきましては、一日も早い復旧に努めていただいてもらいたい。特に今回は、県あるいは各市長さんからも、市からも応援をいただくようなことで予算も計上されておるわけございまして、とても効率のいい体制づくりの中でひとつこの事業に取り組んでいただきたい。

あわせて次に、農林業関係の部分につきましては、やはりこの被災を受けました方々については、これについてはどうしても受益者負担というものが伴うわけでありまして、この復旧復興に伴いまして、やはり意欲を逃さないように、そういうことが大事であろうというふうに思っております。特に、農地農林業施設につきましては、やはり国庫補助等に

できるだけ1カ所でも多く乗せていただく、そういう努力していただくことが、やはりこの農業意欲をかき立てていく、落とさない、そういうものにつながっていくのではないかなというふうに思っておるところであります。

そういうことを踏まえて、ひとつ最大限の執行部の努力をお願いをいたしまして、賛成といたします。以上です。

○議長（手嶋源五君） 賛成ですね。

○9番（田中保光君） はい。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成24年第3回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時52分閉会